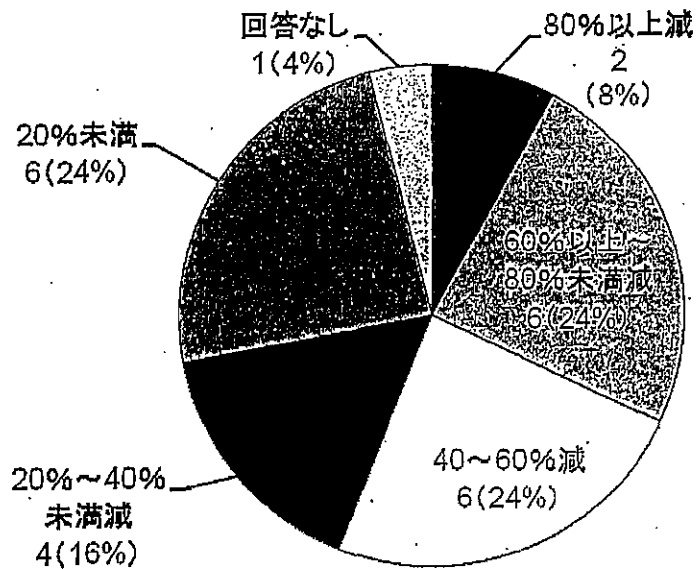
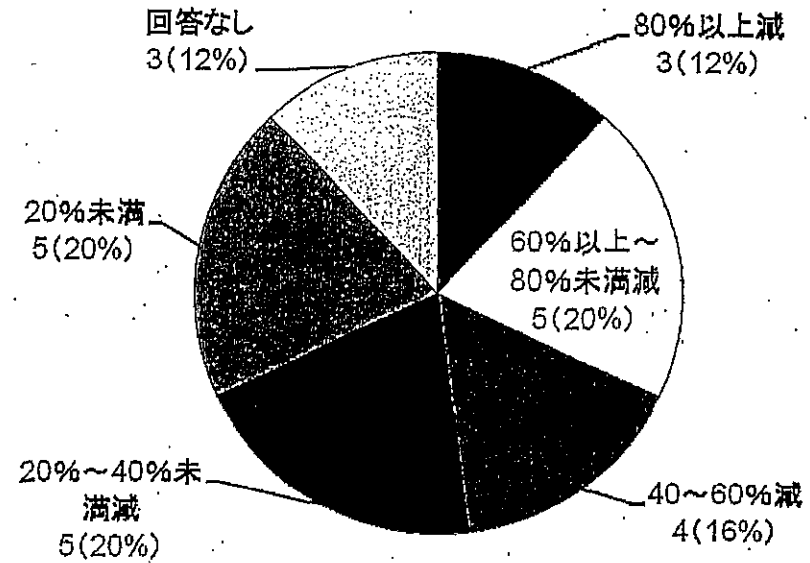


省令施行後の影響(25薬局・薬店に対して調査)

【売上への影響】



【粗利益への影響】



薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2008年10月16日木曜日 22:59
 宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
 件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[REDACTED]

[意見]

該当箇所

郵便その他の方法による医薬品の販売等
 薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] 上記の案に反対します。

理由

病院にいても、身体の状態をきちんとみてくれないのでインターネットの薬剤師さんに相談しました。無料で健康相談のつてくれて、お薬についてもメールで詳しく教えてくれるので助かります。本当に必要なお薬を紹介してくれますし無理やり買わせたりしませんので安心していました。

そんな薬剤師さんのところではもうお薬は買えないと聞きました。年金生活ですので、病院にもかかりにくいのです。白内障も進んでおり、来年の車の免許更新も心配しております。息子が今年なくなってしまい、これからどうして生きていったらいいのでしょうか。将来が不安です。どうか、今まで通りにしてください。配達料もかからないので、助かっております。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人

送信日時: 2008年10月12日 曜日 11:30

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

薬のインターネット販売が出来なくなるそうですが、私は、百花園漢方薬の [REDACTED] に漢方薬を送っていただいている、今とても体調が良くなっていたのに困ってしまいます。

私は、小さい頃からアレルギー体質で、喘息やじんましんで病院通いでした。37歳の頃から10年くらいとてもひどい症状で、あちこち病院を変えてみたり、漢方薬の先生や薬局の薬剤師さんにも相談してお薬を買ってみましたが、良くなりません。もう諦めかけていた頃に、インターネットで百花園漢方薬局を知り、[REDACTED] にご相談して漢方薬を送っていただいている、体調も良くなり元気になりました。

インターネット販売は、「お薬を手渡しできないのがいけない。」とのことですが、私が体調や症状を書いてメールを送ると、詳しい様子を知りたいからと専門的な質問を分かりやすく書いたメールが送ってきます。私がそれに答えたメッセージを送るとすぐにお薬を処方して送ってくださいます。

体調が悪くてメールを送ると、夜中でも休日でも返信メールを送ってくださるし、時には直接お話しの方がいいからお電話もかけてきてくださいます。

今まで通った病院の先生や漢方薬局の先生や薬局の薬剤師さんには、直接合ってお話をしていますが、[REDACTED] には一度もお会いしたことがありません。でも、私の体質やどんな薬が合うのか一番分かってくださっているのは [REDACTED] です。

ニュースを見ていて、私もインターネット販売は規制が必要だと思いますが、病気の人を健康にしようと真面目に一生懸命にお仕事をされている先生がいらっしゃることを、そして、その先生のおかげで助かっている人がいることを分かってください。

もう一度考えていただけないかと思ってメールしました。

Enjoy MLB with MAJOR.JP! Ichiro, Matsuzaka, Matsui, and more!

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人

送信日時: 2008年10月13日月曜日 22:24

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

私どもは、脳卒中者の唯一の全国組織である [REDACTED] です。このたびの省令案につきまして、意見を持っておりますので述べさせていただきます。

脳卒中者は、再発や余病の危険と常に隣りあわせであり健康維持は最大の課題です。また同時に後遺症としての片麻痺障害のために移動が困難なものも相当数おります。このようなことから、移動することなく必要な薬を手に入れることができる方法としてインターネットでの購入や置き薬は大変便利で助かっています。

このたびの改正により、薬局や店舗に移動しなくては必要な薬を手に入れることができなくなることは、脳卒中者の健康維持に支障をきたす恐れがあり、危惧しております。

このようなことから、このたびの改正を中止していただきますようお願いいたします。

[REDACTED]

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2008年10月16日木曜日 23:00
宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[氏名]

[住所]

[職業]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見]

該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

意見内容: インターネットの第2類医薬品の販売を許可して欲しい。(通販で買えなくなったら困ります。)

理由:

私は4歳になる息子がいます。

この息子は、知的障害を伴う自閉症、注意欠陥多動性障害です。療育手帳は重度の判定です。

厚生労働省に勤務されているのであれば、こういった症状が理解していただけるとと思います。

この息子連れでの外出は、かなり困難です。

日常の買い物は、主人が仕事から帰ってから、もしくはインターネットでの買い物を利用していました。

この4月からは、知的障害者通園施設に通園できるようになり、日中の自由な時間(4時間程度)を手に入れることが出来、買い物や私自身医療機関の受診ができるようになりました。

このことからわかるように、私自身の風邪症状等は、インターネットで薬を購入して乗り切ってきました。

息子自身は、病院で待つということができませんので、鼻水、咳くらの症状では病院に連れて行くことができません。

今は、近所の薬局で医薬品を買うことはできますが、以前は一切できませんでした。

[REDACTED]には、子供を保育所で一時的に預かってくれる一時保育制度があり、週に1度程利用していました(息子が多動で買い物に行けないため)が、息子の障害がわかり、

[REDACTED]への母子通園(週に2回)が始まると、役所職員に「税金の無駄使い」と言われ、一時保育制度の利用ができなくなりました。そのため、一年間、一人での買い物(食品、日用品)をする時間が奪われていました。

私は、今現在、日中に時間が持てるようになりましたが、今後、息子が小学校に入学し、長期休暇(夏休み等)になれば、また、日中に買い物が行

けず、医療機関の受診もできなくなります。

障害児を持つ親は、はっきり言って育児が大変です。
私のような親のためにも、インターネットでの医薬品の販売を認めてはならないか？

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2008年10月9日 木曜日 18:39
 宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
 件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容]インターネットで薬を買えるようにして下さい。

[理由]不安障害でほとんど家から出れません。体調が悪くて医者にも行けません。せめて症状が緩和できればとインターネットで漢方を買っているのに、買えなくなると思うだけで不安になって息苦しくなります。

インターネットで買える薬がなしでつらいパニック発作に耐えられる自信がありません。

インターネットで買える物が心のよりどころなのでどうかどうかインターネットで薬を買えるようにして下さい、お願いします。

人間らしく生きる希望を奪わないで下さい。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2008年10月12日 日曜日 12:23
宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] 通販で買うしかないのです。

[理由]

[REDACTED]と呼ばれる所に住んでいます。

膠原病を患っていて、治療薬はまだ開発されていないそうです。

症状を和らげるため、医者から勧められている健康食品を摂っています。

が、周辺の薬局(大きなショッピングセンターの薬局も)は、田舎ということもあり、本土に比べて商品の数が非常に限られています。

出来るだけ健常者として生活したいので、通販で薬を取り寄せて頑張っています。

周りで病気を抱えている人達も、同じ状況です。

[REDACTED]に住む人間の命綱を盗らないで下さい。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2008年10月12日日曜日 10:22
 宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
 件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について
 [宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容]

ネット通販での薬の取り扱いを続けてください。

[理由]

仕事を持ちながら子育てをしていますので、常備薬はいつもネット通販で購入しています。

もちろん子供が病気になれば病院に連れて行きますが、自分はなかなか買い物する暇も病院に行く暇もないのが現実です。

また、近所で売っていないので、多種多様な取り扱いがあるネットで購入できなければ生活ができません。

店にはいつも使っている子供用の消毒薬などは全く売っていません。本当に特殊な医薬品ではありません。どうぞよろしくお願いいたします。

秋本番！連休たくさんこの秋、みんなのオススメ週末旅行をチェックしよう

<http://clk.atdmt.com/GBL/go/112813570/direct/01/>

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]

送信日時: 2008年10月16日 木曜日 14:33

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] 上記「郵便その他の方法による医薬品の販売等」の規制について、絶対反対！！です。

[理由] 私は現在、ほとんどの医薬品を、インターネットで購入しています。

とくに、アレルギー皮膚炎などに効く[REDACTED]という薬は私にとっては必需品なのですが、

この薬は、近所の薬局・薬店では売っていないのです。

わたしはひどいアレルギー性の皮膚炎に悩まされ、病院にも通いましたが良ならず、必死でインターネットで調べた末この薬にたどりつき、「楽天市場」で購入、服用したところ、非常に調子が良くなり、今ではこの薬なしでは普通の生活が送れないほど必需品になっています。

この薬が近所の店で買えるのであれば、私もそれに越したことはありません。しかし売っていないのです。

現在購入している[REDACTED]のネットショップは、きちんとした薬剤師さんもいらっしゃるし、ホームページ上や商品送付時にも、十分な情報を伝えてくださっていると思いますし、何か聞きたいときにはメールですぐに問い合わせることもできます。

インターネットで薬を買うことが、店頭での対面で買うことに劣っているとは決して思いません。逆にネットショップの方が、そのお店の得意分野の商品を扱っておられることが多く、商品について、より深く知っておられるように思います。対面のお店で風邪薬などを買うこともあります。質問をしても、長い時間成分表を見比べて結局曖昧な返事しか返ってこず、不安なまま購入するというようなことも多々あります。コンビニなどで扱うとなれば、いっそうそうなるのではないのでしょうか？

なによりも、信頼している医薬品が買えなくなるというのが、私には本当に差し迫った危機です。

そんな法改正は絶対にやめてください！！

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2008年10月16日木曜日 12:54
 宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
 件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

厚生労働省医薬食品局総務課 御中

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない

- 1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] 上記箇所に、反対です。

[理由]

私は現在 [REDACTED] です。
 [REDACTED] 就職しましたが、[REDACTED] の頃から体調がとても悪くなりました。
 何ヶ月も続くひどい頭痛やのたうちまわるような激しい生理痛、生理中でなくても下腹部が痛くかかんでないという状態であったり、めまいがひどかったりと
 どもも調子が悪くない日が月に2～3日あればいい方な状態でした。
 かかりつけのお医者さんや大きい病院など何度も相談したり検査したりしましたが、
 結局これと言ってどもも悪いところはないので様子を見て下さいと言われるばかりでした。

に結婚し、をしましたがどちらもで手術をしました。

産婦人科に相談しても、今のところ何か治療などはしないと言われてしまい

とても不安でしたので、色々相談してみましたが、初めて親身に話を聞いてくれたのが、今お世話になっている九州の漢方薬局の方でした。

インターネットで知り、メールや電話で相談をしていたのですが

今までの不調をすべてしっかりと受け止めて漢方を処方してくださり、

飲み始めて2~3ヶ月でかなり体が楽になっていくのがわかりました。

不育症の相談がきっかけでしたが、今までの長期間の原因不明の不調が

すべて漢方の視点だと一連の原因だということがわかりました。

一体どうしてこんなに具合が悪いのかどこに行ってもわからない状態だったため、

精神的にもとても救われました。

それから1年半、毎月体調をみてもらって漢方を処方していただき、

九州から送っていただいています。体調もすっかりよくなってきており、

維持していくためにも、これを送っていただけないようになってしまつと

とても困ります。

通える範囲のところに専門知識をもち親身に相談に乗ってくださる方が

いらっしゃるのであればよいですが、

5年以上色々な医療に見放されていましたし、

近くに信頼できる場所があればよいですが今のところみつかっていません。

私のような経験をお持ちの方や、

これから出会ってようやく不調から救われるはずの方には、

店頭ではなくても処方していただける環境でないと

これから先どうしたらよいのかとても不安です。

どうか、今までのように漢方薬を送っていただけるよう強くお願いいたします。

以上

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]

送信日時: 2008年10月9日 木曜日 22:16

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について
[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1~3に掲げるところにより行わなければならない。1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容]

今までのように通信販売で購入できなくなると困ります。

[理由]

私の実家は [REDACTED] です。母は持病があり、少しでも体を楽にしてくれる漢方を通信販売(オンラインショップ)の

薬剤師さんにメールで相談しオンラインショップで私が注文し直接送ってもらっています。母は車の運転が

できませんので漢方相談のできる遠くのお店まで出向くことができません。

遠く離れた地に嫁いだ娘は、日常の世話をしあげたり、病院に付き添ったりということではできないのです。

せめて、少しでも体に良いものを、体が楽になるものを、真剣に探し送ってあげることしかできないのです。

インターネット販売はたしかに対面でない接客、手渡しでないという点は不安要素であると思えます。

でもこれはお薬だけに限ったことでしょうか？

不安要素がある分、チェーン店のドラッグストアなんかよりずっと真面目に、丁寧に相談を受けてくれる

オンラインショップがあるのは事実なんです。

それをすべてひとくりにし、禁止するというのは本当にすべての国民にとって有益な事でしょうか？

この文面を今読んでくださっている担当者の方、私が母にしてあげている行為は禁止するに値する行為

だと思いますか？

体が不自由な方、小さいお子さんをかかえてなかなか外出ができないでいる母親、こういった人達にとっても

今回の改正案は有益なものなのでしょうか？

チェーン店のドラッグストアでお薬を購入する事もありますが、風邪薬一つにしてもたくさん種類が出ていて

どれを選んでいいのか迷います。迷った末、店員に相談する事もありますが、まったく要領を得ることができず

結局、そのお店では買えませんでした。

対面接客、手渡しであっても、ちゃんとした説明のできないお店で購入することのほうが不安があるのは私だけ
でしょうか？

先ほども述べましたが、オンラインショップでも薬剤師さん**（名前）**店があります。

そういった点も充分考慮し、例えば薬剤師が相談を受け、発送まで一貫して薬剤師が手配をしているという記録を

残すことを条件にするなどして、通信販売を許可できるような内容を盛り込んでいただきたいです。

私はすべての国民のために改正案を見直す必要があると思います。